

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版	(旧) 令和7年3月版	備考
札幌市公共測量仕様書の改定について 令和7年10月単価適用の委託業務から適用	札幌市公共測量仕様書の改定について <u>令和7年3月</u>単価適用の委託業務から適用	(日付変更)

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版	(旧) 令和7年3月版	備考
第Ⅳ章 地形測量及び写真測量 Ⅳ-1 ～ Ⅳ-3 (省略) Ⅳ-4 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 129 条・第 130 条、及び 第 345 条・第 346 条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 第Ⅴ章 地形測量及び写真測量（三次元点群測量） Ⅴ-1 ～ Ⅴ-2 (省略) Ⅴ-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 408 条・第 409 条、及び第 438 条・第 439 条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 第Ⅵ章 応用測量（路線測量） Ⅵ-1 ～ Ⅵ-2 (省略) Ⅵ-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 658 条・第 659 条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 第Ⅶ章 応用測量（河川測量） Ⅶ-1 ～ Ⅶ-2 (省略) Ⅶ-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 678 条・第 679 条に基づいて整理することを標準とし、次のとおりまとめるものとする。 また、成果物のまとめ方について事前に担当職員と打合わせること。	第Ⅳ章 地形測量及び写真測量 Ⅳ-1 ～ Ⅳ-3 (省略) Ⅳ-4 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 130 条、第 131 条、及び 第 346 条、第 347 条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 第Ⅴ章 地形測量及び写真測量（三次元点群測量） Ⅴ-1 ～ Ⅴ-2 (省略) Ⅴ-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 407 条、第 408 条、第 435 条、第 436 条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 第Ⅵ章 応用測量（路線測量） Ⅵ-1 ～ Ⅵ-2 (省略) Ⅵ-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 645 条・第 646 条に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。 第Ⅶ章 応用測量（河川測量） Ⅶ-1 ～ Ⅶ-2 (省略) Ⅶ-3 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第 665 条・第 666 条に基づいて整理することを標準とし、次のとおりまとめるものとする。 また、成果物のまとめ方について事前に担当職員と打合わせること。	諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更

札幌市公共測量仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版	(旧) 令和7年3月版	備考
第Ⅷ章 応用測量（用地測量） Ⅷ-1 ～ Ⅷ-2 （省略） Ⅷ－3 用地実測図等の作成 用地実測図等は、作業規程に定める形式で作成することを標準とし、境界測量及び面積計算等の結果に基づき、作業規程 第702条～第705条 に定める方式に従って編集するものである。 Ⅷ－4 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第707条・第708条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。	第Ⅷ章 応用測量（用地測量） Ⅷ-1 ～ Ⅷ-2 （省略） Ⅷ－3 用地実測図等の作成 用地実測図等は、作業規程に定める形式で作成することを標準とし、境界測量及び面積計算等の結果に基づき、作業規程 第689条～第692条 に定める方式に従って編集するものである。 Ⅷ－4 成果等の整理 この測量で作成する成果等は、作業規程 第694条・第695条 に基づいて整理することとし、次のとおりまとめるものとする。 また、その他の測量と合わせて成果をまとめる場合は、成果物の整合を図ること。	諸基準類の改定に伴う変更 諸基準類の改定に伴う変更